

敦賀市立看護大学助産学専攻科の修了の認定に関する規程

平成30年12月4日

敦賀市立看護大学規程第17号

(趣旨)

第1条 この規程は、敦賀市立看護大学助産学専攻科規則（平成30年敦賀市立看護大学規則第1号）第17条第1項の規定に基づき学長が行う修了の認定に関し必要な事項を定める。

(修了の認定)

第2条 学長は、本学専攻科会議の議を経て、修了を認定するものとする。

(修了証書)

第3条 学長は、修了を認定した者に対し、修了証書（別記様式）を授与するものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、本学助産学専攻科の修了の認定に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

別記様式

第 号	年 月 日	敦賀市立看護大学 学長 (氏名)	敦賀市立看護大学助産学専攻科所定の課程を修めたことを証する	大学印	修了証書
				(本籍地都道府県名) (氏名) 年 月 日生	
		印			